第25回南木曽町リニア対策協議会開催される

れました。 が、10月10日に南木曽会館で開催さ 第25回南木曽町リニア対策協議会

も議論がされました。 した。また、リニア対策協議会にお 出された質問に対する説明がありま 鉄道運輸機構より協議会委員から提 いて今後協議するべき内容について 今回の協議会では、JR東海及び

> A 妻籠水道水源だけでなく、向ヶ 原水源及び大山高区水源について 町と協議を行っています。

Q 現状と方向性だけでも知りたい。 残土がどこへ運ばれていくのか

A 行っています。地元に説明し、概 在、個別に町や地権者と協議を ねの理解が得られた時点で、ご報 南木曽の発生土置き場は、現

告させていただきます。

概要については、次のとおりで

・国道を通るトラックやダンプに なるのか。 数、速度及び運行時間帯等の工事 ついて、発生土運搬時の導線、台 か。また、非常口への道路は地元 期間中の計画はどうなっているの に開放するのか。その管理はどう

Q

妻籠水道水源に係る知事同意書

の対応について、協定書もしくは

確認書の締結が当然である。 保全

とおりです。

①質問への対応について

主な質問及び質問への対応は次の

JR東海からの説明

A 工事に関する内容は、今後、工 す。 事契約手続きを開始し、工事請負 会の際にご説明させていただきま 町や地域と調整しつつ、工事説明 会社が確定後に工事計画を立て、

いるか。

だと思うがその対応はどう考えて

地区外の向ヶ原水源及び大山高区

水源についても同様の対応が必要

Q 事受注者と地方自治体の関係は JR東海、 鉄道運輸機構及び丁

運輸機構に委託しています。な との基本的な協議等にJR東海が 的な条件を決定するほか、自治体 構造物の仕様や設計に関する基本 お、建設主体はJR東海であり、 は、鉄道建設の経験が豊富な鉄道 ルプストンネルの工事について にわたる工事となるため、中央ア 責任を持つことは変わりありませ リニア中央新幹線建設は広範囲

②対応に対する質疑応答について 主な質疑応答は以下のとおりです。 示された質問への対応についての

Q 件を守るという内容の協定書は既 があったため、提示された同意条 について町と協議を行っていくと がいかがか。また、その他の水源 に締結できる状態にあると考える いう記載があるが口頭での確認 妻籠水道水源に係る知事の同意

> えていないのか。 で、協定書又は確認書の締結は考

準備があります。 れば協定書又は確認書を締結する 他の水源につきましても必要とな しているところです。また、その するために細部について町と協議 情報提供の詳細な方法などを明記 締結することもできますが、今は 内容だけの協定書であればすぐに 知事同意書を守っていくという

ぼすのではないか。 民の負担が増え、生活に影響を及 り、将来的には水道料金として町 るとなると莫大な金額が必要にな 説明だが、仮に配水池等を新設す るために町と協議しているという 町においては、代替水源を確保す 間という回答をしている。 て国の基準に則り補償期間は30年 今までJR東海は、補償に関し 南木曽

る「公共事業に係る工事の施工に 起因する水枯渇等により生じる損 補償については、国の基準であ

ことを考慮した上で、引き続き町 や住民の方々が安心して暮らせる の問題につきましても、町の要望 いるところです。また、水道料金 実施していくことで町と協議して りますが、応急対策や恒久対策を き対応させていただきます。 害等に係る事務処理要領」に基づ と協議していきます。 補償期間30年間が前提にはな

Q のトンネル工事は山口工区がほと るのか。また、妻籠水道水源地区 側と連携して行ってほしい。 水道水源に対する対策を山口工区 曽町内に進入するのはいつ頃にな んどを実施すると思われる。妻籠 山口工区のトンネル工事が南木

A 早くても3年後になる予定で 要望や意見等を十分理解し進めて す。(平成33年~平成34年) 山口 いきます。 ることになっているため、地元の 工区との連携につきましては、 機構の同じチームが工事を発注す 口工区側と南木曽町側で鉄道運輸 山

地域貢献・振興について協議する懇 ニア中央新幹線事業及び開通に伴う また、その他にもJR東海からリ

> ありました。 談会等を設けていきたい旨の説明も

リニア対策協議会で確認された事項

議するべきことなどについて、確認 しました。概要は次のとおりです。 JR東海が退席した後に、今後協

①確認されたこと

対策協議会の目的

の軽減を目的としている。 し、リニア整備事業におけるリスク 生活、産業経済への影響に関し協議 する。具体的には、自然環境、住民 実現をもって住民の安全安心を確保 東海に対し適切な対応を求め、その 係機関と連携し事業主体であるJR リニアに関する課題について、関

対策協議会の基本的な姿勢

締結することを言う。 事に対し必要な協定書又は確認書を 道路・発生土置き場など、個々の工 会の承認とは、作業ヤード・工事用 いことを基本姿勢とする。対策協議 れば、工事に着手することを認めな リニア対策協議会の承認を得なけ

②今後協議するべきこと

す。 共有しました。今後は課題 R東海に働きかけていきま を1つ1つ解決できるよう 整理し、対策協議会の中で 全、工事用道路、損害補償 している中で、協定書の締 に対策協議会内で議論し上 などの様々な課題について リニア整備事業が動き出 発生土の処理、環境保

※平成30年10月19日に鉄道 線、中央アルプストンネ 運輸機構より中央新幹 機構のホームページをご には、南木曽町地内の広 覧ください。 つきましては、鉄道運輸 含まれています。詳細に 瀬非常口に関する工事が がされました。当該公告 いて、入札公告及び公示 ル(萩の平、広瀬)につ

